

■短期入所生活介護（特別養護老人ホーム併設 ユニット型個室）

要介護認定を受けられた方 （単位/円）

【基本部分】

（平成 30 年 8 月現在）

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり概算）			
	基本利用料 ※（注1）	利用者負担金※（注2）		
		（1割）	（2割）	（3割）
要介護1	7,045円	705円	1,409円	2,114円
要介護2	7,737円	774円	1,548円	2,322円
要介護3	8,491円	850円	1,699円	2,548円
要介護4	9,183円	919円	1,837円	2,755円
要介護5	9,875円	988円	1,975円	2,963円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】※（注3）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			（1割）	（2割）	（3割）
送迎加算	送迎を行った場合（片道）	1,900円	190円	380円	570円
介護職員 処遇改善 加算Ⅲ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注4）	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の3.3%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

（注3）施設態勢の変更により、各種加算が追加される場合もございます。

（注4）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

■介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホーム併設 ユニット型個室）

要支援認定を受けられた方（単位/円）

【基本部分】

（平成30年8月現在）

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり概算）			
	基本利用料 ※（注1）	利用者負担金※（注2）		
		（1割）	（2割）	（3割）
要支援1	5,288円	529円	1,058円	1,587円
要支援2	6,569円	657円	1,314円	1,971円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】※（注3）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			（1割）	（2割）	（3割）
送迎加算	送迎を行った場合（片道）	1,900円	190円	380円	570円
介護職員 処遇改善 加算Ⅲ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注4）	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の3.3%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

（注3）施設態勢の変更により、各種加算が追加される場合もございます。

（注4）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

■その他の費用

食費	1日につき1,380円。 （ただし、朝食380円、昼食500円、夕食500円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。） また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。
居住費	ユニット型個室（1日につき） 1,970円
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。